

散会セリ

(2) 三月廿一日組合事務所ニ於テ組合員茶話会ノ名目
ノ下ニ労働者約五百五十名集合演説会ヲ開催乳粉

ヲ昂ゲタリ

(3) 四月二日執行委員会ヲ開催シ

一、織機部賃銀問題ヲ組合全部ノ問題ト爲ス事

二、争議資金トシテ男工並見廻(女)約七百名ハ各自ニ

因宛其他ノ女工二千余名ハ一因宛撥出スル事ヲ

決定セリ

七、事業主側ノ行動

四月四日組合長速水柳三副組合長川松政之輔理事海
老決要外六九名ニ対シ懲戒解雇ノ通告ヲ發シタリ

八、今後ノ予想

事業主側ハ賃銀支給制度ハ他工場トモ同様ノ關係ア
ル問題ナリトシテ態度強硬ナルノミナラズ此ノ機ヲ
利用シ組合破壊ノ策ニ出テトスル意智アルモノ、
如ク従業員側ハ本年議ニ依リ近ク実施セラル、深夜
業廃止ニ際シ有利ナル地歩ヲ占メトスル内意アリ
相当結束鞏固ナルヲ以テ尙紛糾スルモノト認メラル

右及申(通)一報候也

別記

嘆願書

一、織機科従業員同僚義結未右ノ旨項を嘆願す

一、織部職工は全部請負となすこと

二、整理は全請負の個人請負となすこと

三、糊付綾部保全は凡ク織部の標準に依ること

右嘆願に及候也